

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中央第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1) 年金記録の訂正を不要と判断したもの 1 件

国民年金関係 1 件

国民年金 事案 288（事案 33、283 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 10 月から 49 年 3 月までの期間、55 年 7 月から 56 年 3 月までの期間、56 年 10 月から 59 年 3 月までの期間及び 62 年 1 月から平成 3 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 10 月から 49 年 3 月まで
② 昭和 55 年 7 月から 56 年 3 月まで
③ 昭和 56 年 10 月から 59 年 3 月まで
④ 昭和 62 年 1 月から平成 3 年 3 月まで

前回の申立てでは、平成元年から 12 年までの確定申告書を提出したにもかかわらず、記録訂正が認められなかった。前回申立て時にも提出したように、新聞には確定申告書があれば年金記録回復につながる、とあるので、当該記事を再度提出する。あわせて、昭和 53 年の確定申告書、国保税率一覧表及び私が試算した国民年金保険料の一覧表を提出するので、再度、調査を行い、私の年金記録を回復してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が、保険料を納付した際に集金人から受領した納付月や金額が記載された書面を自ら書き写したと主張する 3 枚のメモは、時効により納付できない過去の期間、国民年金の保険料を納付できない厚生年金加入期間及び納付できない将来の期間の保険料が納付されたこととなっているなど、不合理な点が多々あると言わざるを得ないこと、ii) 保険料納付のために出金したと主張する預金通帳も、出金額は 5 万円単位で、金額自体からは保険料納付に充当されたとは推認できない上、預金通帳には、保険料の納付先たる社会保険事務所（当時）の名称であると申立人が主張する記載があるものの、その一部につき、当時は社会保険事務所が存在しなかった市の名称が記載されていること、iii) 申立期間の回数は 4 回、申立期間は合計 14 年と長期間に及んでいる上、申立人には申立期間以外にも 10 年以上の未納期間があり、その妻にも 14 年以上の未納期間があること、iv) 申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料が無いことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 19 年 8 月 27 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、再申立てにおいて、i) 申立人は、新たな資料として社会保険庁

(当時)等職員による横領等事案調査結果が公表された件に関する新聞記事を提出し、当該記事にあるように、当時申立人が集金担当した職員に支払ったとする申立期間の保険料が横領された可能性を主張したが、当該記事は、A社会保険事務所(当時)において、昭和42年9月下旬頃から43年4月中旬までの間に横領等事案が発生したものであるところ、申立ての対象となる納付時期は平成元年から4年末まで及びそれ以降であり、上記横領等とは期間が大幅に異なっている上、この横領等事案は、郵政官署から返送されてきた傷病手当金の国庫金通知書を窃取し、金融機関で現金化したものを詐取したものであって、申立てのような国民年金保険料の納付とは関係がなく、そのほかに、申立人の保険料が横領等されたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、ii)申立人から提出された確定申告書の控えのうち、元年から11年までの分は、社会保険料控除額の内訳の記載が無く、納付したとする国民年金保険料に相当する金額は確認できず、当該確定申告書の控えから保険料の納付を認めることはできない上、申立人は国民健康保険税を納めて国民年金保険料も納付したと主張しているが、国民健康保険税の年額を試算するとほとんどの時期が、確定申告書の控えに記載されている社会保険料控除額を超えており、この金額に申立期間の国民年金保険料が含まれているとは考え難いこと、iii)申立人は元年から4年末までに51万6,000円、その後5年末までに56万円(累計)、6年末までに約67万9,000円(累計)、12年に6万9,000円を納付していると主張しているが、前回の申立て時に納付したとする時期や金額等から変遷がみられる上、オンライン記録では、申立期間後の3年4月からの保険料も未納となっており、申立内容にも不合理な点がみられること、iv)当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づく23年7月28日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回申立ての際に提出した確定申告書の控えに記載されている社会保険料控除額に申立期間の国民年金保険料が含まれているとは考え難いとした当委員会の判断に納得がいかず、自ら社会保険料控除額内訳を試算したところ、国民年金保険料が含まれていることが確認できたとし、国保税率一覧表、申立人が作成したとする国民年金保険料の一覧表及び自宅の書類入れより見付かった昭和53年分の確定申告書の控えを提出するので、再調査してほしいと再度申立てを行っている。

しかしながら、申立人から、前記国民年金保険料の一覧表及び昭和53年分の確定申告書控えの提出は無く、記載内容の確認ができない上、同年に現年度納付及び過年度納付が可能な期間の申立人の国民年金保険料は納付済みとなっているなど、当該確定申告書控えについては、申立期間の保険料の納付との関連性は認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。